

公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

本業務は、広島市立保育園において導入している保育業務支援システムを使用するために必要な通信回線、タブレット端末等、端末管理システム及びセキュリティシステムの調達並びにこれらに係る運用保守業務を一体的に委託し、保育 ICT 基盤の安定的かつ安全な運用を確保することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

ア 業務準備期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

※ 契約締結日は事業者提案を基に協議し、決定する。

イ 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

(4) 概算事業費

365,179,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む（税率 10%）。）以内

ア 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで 1,878,000 円以内

イ 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 75,757,000 円以内

ウ 令和 10 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで 各年度 71,886,000 円以内

(5) 事業担当課

広島市こども未来局幼保企画課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（本庁舎 3 階）

（令和 8 年 8 月 17 日以降は、広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号（北庁舎 6 階））

電 話：082-504-2153（直通）

F A X：082-504-2255

E-mail：ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp

3 公募型プロポーザル応募資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和

39 年規則第 28 号) 第 2 条の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和 62 年 11 月 1 日施行）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第 2 条第 2 項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第 2 条第 3 項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第 4 項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第 2 条第 5 項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）でないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和 8・9・10 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。

(ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

(7) プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

(8) 本業務の公募の日から過去 5 年以内に、国又は地方公共団体、教育機関もしくは医療機関が発注者となっている、閉域網（モバイル閉域網、広域イーサネット、IP-VPN 等）を用いたネットワーク構築又は運用保守業務を行った実績を有すること。

(9) 共同企業体により参加する場合は、次の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する全ての者が(1)から(7)までの要件を満たしていること。

イ 代表構成員が(8)に規定する実績を有していること。

ウ 共同企業体の構成員は、本企画提案において同時に他の共同企業体の構成員となることはできない。

エ 共同企業体の構成員は、単独事業者として本企画提案に参加することはできない。

オ 本企画提案に単独事業者として参加した者は、同時に共同企業体の構成員として参加することはできない。

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 提出書類

次の書類を 1 部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。確認の結果、応募資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

- ア 応募資格確認申請書(様式 1) (単独用又は共同企業体用)
- イ 履歴事項全部証明書(発行年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。写し可。)
- ※ 広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合のみ
- ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式 2)
- エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。写し可。)
- オ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。写し可。)
- カ 直前の決算期以前の 2 年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書(又は株主資本等変動計算書)の写し
- ※ 広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合のみ
- キ プライバシーマーク又は ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の証明書の写し
- ク 業務実績書(様式 3)
- ケ 共同企業体結成届等(様式 4-1、4-2、4-3)
- ※ 共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。応募資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、企画提案書の提出時までには協定を締結し、共同企業体結成届等を添付すること。協定が締結されていることを確認できない場合は、企画提案書を受け付けない。
- ※ 全ての構成員の役割及び責任分界を明確にするとともに、本市から見て一体的かつ円滑な運用が可能な体制を示すこと。また、代表構成員は本業務全体について責任を負うものとし、全体の運用について、事業者間の調整を含め一元的に対応すること。
- コ 委任状(様式 5) 1 部
- 「委任状」は、代表者でない者が、当該プロポーザルにおいて代理人としてプロポーザルに参加する場合に限る。
- サ 提出場所
- 上記 2(5)の事業担当課
- シ 提出期限
- 令和 8 年 8 月 24 日(月) 午後 5 時 15 分まで
- ※ 期限後の提出は受け付けない。
- ス 提出方法
- (ア) 事業担当課に直接提出
- (イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送
- ※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。
- セ 結果の通知

審査後、速やかに応募資格確認結果通知を発送する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記 2(5)の事業担当課

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 17 日（月） 午後 5 時 15 分まで

ウ 提出方法

質問書（様式 6）を作成し、電子メールにて提出すること。（件名は「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務に係る質問書」とすること）

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

オ その他

- (ア) 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。
- (イ) 質問書はなるべく取りまとめて提出すること。
- (ウ) 口頭や電話での質問は受け付けない。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は正本 1 部及び電子データ（PDF 形式で保存したもの。Microsoft PowerPoint で作成した場合は、PowerPoint 形式のデータを併せて提出することができる。）を提出するものとし、その作成に当たっては以下の条件を遵守すること。

- (ア) 表紙に「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務に関する企画提案書」と記載の上、正本には提案者名を記載すること。
- (イ) 電子データについては、正本の電子データ及び副本の電子データの 2 種類を提出すること。なお、副本の電子データについては、正本と同一内容とし、提案者を特定可能な情報は削除又はマスキングすること。また、マスキングする場合は、該当部分の文字情報等が閲覧、検索又は抽出できないよう適切な処理を行うこと。
- (ウ) 費用見積書（任意様式）
契約期間（令和 8 年度から令和 13 年度）における、各年度の費用の見積書について、内訳を記載の上、添付すること。
- (エ) 企画提案書は A4 で作成し、20 ページ以内とすること。なお、表紙、裏表紙、目次及び、「費用見積書」は上記ページ数に含めない。
- (オ) 企画提案書は、別紙「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務に係る受託候補者特定基準」の評価項目の順に沿った構成で作成し、各評価項目に関する対応方針、実施方法及び運用方法について具体的に記載すること。
- (カ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ読みやすさに努めること。

- (キ) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示すものであり、提案者が自ら実現できる範囲内で、経験や知見を活用し、本業務が最大限効果を発揮し、本市の業務負担を軽減するための提案を行うこと。なお、本業務は各施設（広島市役所及び 85 園）が市内全域に散在している環境下であることを踏まえ、実効性のある具体的な運用方法を示すこと。
- (ク) 提案内容に応じて、趣旨・コンセプトを明確にするとともに、提案内容がもたらす具体的な効果及び本市にとってのメリット等について分かりやすく明確に記載すること。抽象的な記載に留まる提案については、評価を低くする場合がある。
- (ケ) 提案内容は、単に機能やサービスの概要を記載するだけでなく、本市における具体的な運用場面を想定し、その実現方法、実施体制及び各主体の役割分担が分かるよう記載すること。
- (コ) 提案内容については、実施体制、ネットワーク構成、セキュリティ対策、問合せ対応、障害対応、インシデント対応及び運用管理の方法が確認できるよう、体制図、ネットワーク構成図、セキュリティ構成図、フロー図、様式例等を用いて具体的かつ分かりやすく記載すること。
特に、問合せ対応体制、障害対応体制、エスカレーション体制及び運用改善の実施方法については、業務の流れ及び役割分担が分かるよう記載すること。
- (サ) 企画提案書は、1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
- (シ) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (ス) 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす。
- (セ) 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式 7）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

イ 提出場所

上記 2(5)の事業担当課

ウ 提出期限

令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 5 時 15 分まで

※ 期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

- (ア) 事業担当課に直接提出

- (イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

※ 電子データについては、電子メールにより提出すること。電子メールで送信できない場合は、発注者が指定するファイル交換システムにより提出すること。

5 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として特定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準（得点総計の 6 割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 評価基準

別紙「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務に係る受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 上記(1)のとおり、企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、審査を行い、受託候補者を決定する。最高得点を獲得した者が複数いた場合、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

イ プレゼンテーション実施日等

(ア) 日時

令和 8 年 9 月 15 日（火）（予定）（提案者毎に別途通知する。）

(イ) 場所

開催場所に関しては、提案者毎に別途通知する。

(ウ) 実施方法

a 1 提案者当たりの説明時間は 20 分以内とし、質疑応答は 15 分以内として実施する。また、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある（詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。）。

b 説明は提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

c プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター、スクリーンについては、広島市で用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については提案者が用意すること。

d プレゼンテーション会場への入室は 4 名以内とする。

(4) 審査結果

審査結果については、受託候補者の特定後、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

受託候補者として特定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目毎の得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（応募者数、最高得点者の名称及び総得点）については、広島市ホームページにおいて公表する。

6 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

- (2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、2(5)の事業担当課に申請すること。

- (3) 「仕様書」は本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、企画提案に基づき仕様書を調整する。

7 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案者が本契約案件に参加するための費用及びその後の契約手続に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (6) 本企画提案に参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本企画提案に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (8) 提出された企画提案書については、受託候補者の決定及び契約手続にのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合は提案者の承諾を得るものとする。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

以上